

## 防衛医科大学校達第2号

隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）  
第23条の規定に基づき、身分証明書に関する達を次のように定める。

昭和49年3月15日

防衛医科大学校長 松 林 久 吉

### 身分証明書に関する達

改正 昭和50年 9月 1日達第 7号  
昭和52年 4月18日達第10号  
昭和62年 6月20日達第 7号  
平成 5年 4月 1日達第 3号  
平成19年 2月 2日達第 2号  
平成21年 7月 6日達第 8号  
平成24年 9月 6日達第 2号  
平成26年 4月 1日達第 9号  
平成28年 3月31日達第 9号  
令和 3年 3月31日達第 3号

（目的）

**第1条** この達は、防衛医科大学校の職員（自衛官を除く。以下同じ。）及び学生（以下「職員等」という。）の身分証明書に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（携行及び使用の心得）

**第2条** 職員等は、身分証明書を常に携行し、職員等としての身分を明らかにする必要がある場合には、これを提示しなければならない。

2 職員等は、身分証明書を他人に貸与し、譲渡し、又は改変する等不正に使用してはならない。

（発行者等）

**第3条** 身分証明書は、防衛医科大学校長が発行し、その交付事務は事務局総務部総務課において行う。

（交付の時期）

**第4条** 身分証明書の交付の時期は、職員等として採用されたとき、又はICカードである身分証明書を有していない者が転入したときとする。

（様式及び規格）

**第5条** ICカードである身分証明書の様式は隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第23条第6項によるものとする。

2 前項及びICカードでない身分証明書の様式及び規格は、別紙様式第1のとおりとする。

(交付基準)

**第6条** ICカードである身分証明書は、会議等で頻繁に市ヶ谷等への出張等が想定される者に対し交付するものとし、交付対象者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 指定職俸給表の適用を受ける職員
- (2) 行政職(一)俸給表の適用を受ける職員（医学教育部及び防衛医学研究センター各研究部門に配置されている者を除く。）
- (3) その他防衛医科大学校長が必要と認める者（市ヶ谷等へ出張等の頻度を考慮し、個別に判断する。）

(発行手続)

**第7条** 身分証明書を発行する場合には、身分証明書及び身分証明書管理台帳（別紙様式第2）に所要事項を記載して行う。

(再交付の申請)

**第8条** 職員等は、身分証明書をき損又は著しく汚損し使用に堪えない場合には、身分証明書再交付申請書（別紙様式第3）に旧身分証明書を添えて再交付を申請しなければならない。

(亡失の報告)

**第9条** 職員等は、身分証明書を亡失した場合には、すみやかに身分証明書亡失報告書（別紙様式第4）を提出しなければならない。

(再交付手続)

**第10条** 前2条の規定による再交付申請書又は亡失報告書により、身分証明書の再交付を行う場合には、第7条の規定に準じてすみやかに再交付を行う。

(更新)

**第11条** 職員等が、次の各号の一に該当するときは、身分証明書の更新を行う。

- (1) 記載事項に変更を生じたとき。
- (2) 容貌がはりつけた写真と著しく相違したとき。
- (3) 身分証明書の有効期限が到来したとき。
- (4) その他防衛医科大学校長が必要と認めたとき。

2 前項により、身分証明書を更新するときは、現に交付してある身分証明書を回収し、第7条の規定に準じて新たに身分証明書を交付する。

(記録)

**第12条** 身分証明書の交付及び返納等に際しては、身分証明書管理台帳により、交付の状況を明らかにしておかななければならない。

2 防衛医科大学校以外で交付されたICカードである身分証明書を有している者が転入した場合、交付事務を行う事務局総務部総務課は当該身分証明書を身分証明書管理台帳に登録して管理するものとする。

(返納)

**第13条** 職員等は、その身分を失ったときは、直ちに身分証明書を返納しなければならない。

2 ICカードでない身分証明書を保持する者が、ICカードである身分証明書の交付を受けた場合は、直ちに従前の身分証明書を返納しなければならない。

**附 則**

この達は、昭和49年3月15日から施行し、昭和48年11月27日から適用する。

**附 則**

この達は、昭和50年9月1日から施行する。

**附 則**

この達は、昭和52年4月18日から施行する。

**附 則**

この達は、昭和62年6月20日から施行する。

**附 則**

この達は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**

この達は、平成19年2月2日から施行する。

**附 則**

この達は、平成21年7月6日から施行する。

**附 則**

この達は、平成24年9月6日から施行する。

**附 則**

この達は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この達は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この達は、令和3年4月1日から施行する。

## 別紙様式第1

### (1) ICカードである職員の身分証明書

(表面)



(裏面)

発行番号 第××××号	生年月日 昭和××年××月××日 (DATA OF BIRTH) ××.×××.×××
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>この証明書は、職務に従事するときは、常に携帯しなければならない。</li><li>この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</li><li>この証明書は、防衛省の職員でなくなったときは、直ちに返納しなければならない。</li><li>この証明書の記載事項に変更等があったときは、再交付を受けなければならない。</li><li>この証明書の紛失時は、記載の連絡先まで速やかに届け出ること。</li><li>この証明書を、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないこと。</li></ol> <p>【この証明書を拾得された方は、表面の発行機関までご連絡ください。】</p>	

(2) ICカードでない職員の身分証明書

(表面)

第 号	身分証明書	
	IDENTIFICATION CARD	
	官 名	
	氏 名	
	(NAME)	
	昭和 年 月 日生	
	(DATE OF BIRTH)	
	上記の者は、防衛医科大学校の職員であることを証明する。	
	This is to certify that the above person is a member of National Defense Medical College.	
有効期限	防衛省防衛医科大学校長	
平成 年 月 日	President National Defense Medical College,	
(EXPIRATION DATE)	Ministry of Defense	
- -		

(裏面)

<p><b>注意事項</b></p> <p>この証明書は、本人の身分を証明するものであって常に携行するとともに次の事項を守らなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 他人に貸与し若しくは譲渡し、又は記載事項を改変してはならない。</li><li>2. き損若しくは汚損したとき、又は亡失したときは、直ちに再交付を受けなければならない。</li><li>3. 防衛省職員の身分を失ったときは直ちに返納しなければならない。</li></ol> <p>発行機関：防衛医科大学校事務局総務部総務課 TEL 04-2995-1211(代)</p>
--

(3) 医学科学生の身分証明書

(表面)

第 号	身分証明書	
	IDENTIFICATION CARD	
	平成 年度学生	
	氏 名	
	(NAME)	
	昭和 年 月 日生	
	(DATE OF BIRTH)	
	上記の者は、防衛医科大学校の医学科学生 であることを証明する。	
有効期限		
平成 年 月 日	防衛省防衛医科大学校長	
(EXPIRATION DATE)	President National Defense Medical College, Ministry of Defense	
- -		

(裏面)

<p><b>注意事項</b></p> <p>この証明書は、本人の身分を証明するものであつて常に携行するとともに次の事項を守らなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 他人に貸与し若しくは譲渡し、又は記載事項を改変してはならない。</li><li>2. き損若しくは汚損したとき、又は亡失したときは、直ちに再交付を受けなければならない。</li><li>3. 本校学生の身分を失つたときは直ちに返納しなければならない。</li></ol> <p>発行機関：防衛医科大学校事務局総務部総務課 TEL 04-2995-1211(代)</p>
---

(4) 看護学科学生の身分証明書

(表面)

第 号	<b>身分証明書</b> IDENTIFICATION CARD	
	平成 年度学生	
	氏 名 (NAME)	
	昭和 年 月 日生 (DATE OF BIRTH)	
	上記の書は、防衛医科大学校の看護学科学生であることを証明する。	
有効期限 平成 年 月 日 (EXPIRATION DATE)	<b>防衛省防衛医科大学校長</b> President National Defense Medical College, Ministry of Defense	

(裏面)

<b>注意事項</b>
この証明書は、本人の身分を証明するものであつて常に携行するとともに次の事項を守らなければならない。
1. 他人に貸与し若しくは譲渡し、又は記載事項を改変してはならない。
2. き損若しくは汚損したとき、又は亡失したときは、直ちに再交付を受けなければならない。
3. 本校学生の身分を失つたときは直ちに返納しなければならない。
発行機関：防衛医科大学校事務局総務部総務課 TEL 04-2995-1211(代)

(5) 医学研究科学生の身分証明書

(表面)

第 号	身分証明書	
	IDENTIFICATION CARD	
	平成 年度学生	
	氏 名	
	(NAME)	
	昭和 年 月 日生	
	(DATE OF BIRTH)	
	上記の書は、防衛医科大学校の医学研究科学生であることを証明する。	
有効期限	防衛省防衛医科大学校長	
平成 年 月 日	President National Defense Medical College,	
(EXPIRATION DATE)	Ministry of Defense	
- -		

(裏面)

<p><b>注意事項</b></p> <p>この証明書は、本人の身分を証明するものであつて常に携行するとともに次の事項を守らなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 他人に貸与し若しくは譲渡し、又は記載事項を改変してはならない。</li><li>2. き損若しくは汚損したとき、又は亡失したときは、直ちに再交付を受けなければならない。</li><li>3. 本校学生の身分を失つたときは直ちに返納しなければならない。</li></ol> <p>発行機関：防衛医科大学校事務局総務部総務課 TEL 04-2995-1211(代)</p>
---

別紙様式第2

身分証明書管理台帳  
(IC・非IC・他機関発行)

発行 番号	発行 年月日	所属	官職	氏名	生年月日	確認	返納 (無効) 年月日	備考

備考：備考欄には整理上必要な事項を記入する。

別紙様式第3

年 月 日

防衛医科大学校長 殿

所属

官職

氏名

身分証明書再交付申請書

下記理由により、再交付を申請いたします。

記

理 由

別紙様式第4

年 月 日

防衛医科大学校長 殿

所属

官職

氏名

身分証明書亡失報告書

私は、下記のとおり身分証明書を亡失したので報告いたします。

記

- 1 身分証明書番号 第 号
- 2 亡失の日時
- 3 亡失の場所
- 4 亡失の状況

備考：亡失の状況は詳細に記載する。